

雇児発 0401 第 31 号
平成 28 年 4 月 1 日
一部改正 子発 0704 第 1 号
令和元年 7 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

ひとり親家庭等生活向上事業の実施について

標記について、別紙「ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱」を定め、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 12 号「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」は廃止する。

(別紙)

ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱

第1 目的

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦は、家計管理、育児や自身の健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の子どもは、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。

このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や子どもの生活・学習支援を図り、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域での生活を総合的に支援することを目的とする。

第2 定義

- (1) この通知において、「ひとり親家庭等生活向上事業」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の5に規定する母子家庭生活向上事業及び同法第31条の11に規定する父子家庭生活向上事業並びに同法第35条の2に規定する寡婦生活向上事業をいう。
- (2) この通知において、「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。
- (3) この通知において、「ひとり親家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦をいう。
- (4) この通知において、「養育者家庭」とは、父母のない子どもが養育者（祖父母等）により養育されている家庭をいう。

第3 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）又は市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）とし、この事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、NPO法人等（以下「事業実施団体等」という。）に委託することができる。

第4 事業の内容等

この事業は、次の1及び2の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。

1 ひとり親家庭等生活支援事業

(1) 目的

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児又は自身や子どもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

(2) 対象者

ひとり親家庭等を対象とする。

(3) 事業内容

事業内容は、次の①～④とし、地域の実情に応じて選択実施することができる。

① 育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する事業（以下「相談支援事業」という。）

本事業の実施にあたり、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等により、ひとり親家庭等の居宅への訪問による相談、民間団体等が実施する講習会等への出張相談、福祉事務所やハローワーク等へ同行してサービスの申請補助等を行う同行支援やその後の継続的な見守り支援までの一連の支援を実施する。

② 家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談を実施する事業（以下「家計管理・生活支援講習会等事業」という。）

③ 高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親へ学習支援を実施する事業（以下「学習支援事業」という。）

④ ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する事業（以下「情報交換事業」という。）

(4) 実施方法等

① 相談支援事業

ア 相談に応じる者（以下「相談員」という。）には、ひとり親家庭等からの相談に対して適切な助言、指導等ができる者を選定すること。

イ 相談員は、育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行うほか、必要に応じて、より専門的な相談機関や母子・父子自立支援員等の各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行うこと。また、必要な場合には、本人の同意を得た上で、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターに相談者について情報提供を行うこと。

なお、生活一般に係る相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。

ウ 相談の実施にあたっては、相談者の来所による相談のほか、必要に応じて出張相談や訪問相談、電話相談などの方法も活用するほか、平日夜間や土日祝日においても相談に応じることのできる体制を整える等ひとり親家庭等の生活実態やニーズを踏まえて実施すること。

エ 効果的な相談支援等を行うため、地域における子育て支援や就学支援等のひとり親家庭等の自立支援に活用できる施策・取組の把握に努めること。また、必要に応じた円滑な各種支援・取組への取り次ぎが可能となるよう、各種支援・取組の関係部署・機関との連携を図ること。

オ 相談内容・助言等の内容をまとめた相談記録を作成・保管するなど効果的・効率的な実施に努めること。また、相談により得た情報の取扱いについては、秘密保持に十分に配慮すること。

カ 地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による、ひとり親家庭等の居宅への訪問相談、民間団体等が実施する講習会等への出張相談、福祉事務所やハローワーク等へ同行してサービスの申請補助等を行う同行支援やその後の継続的な見守り支援を実施する場合は、訪問・出張相談から同行・見守り支援までの支援を一体的に実施すること。

キ カの訪問・出張相談の実施にあたっては、関係部署等と連携の上、自治体が実施する講習会等のほか、民間団体が実施する相談会等を積極的に活用すること。また、居宅への訪問相談の実施にあたっては、平日夜間や土日祝日の訪問実施を含め、ひとり親家庭等の生活実態等を踏まえた対応を行うこと。

ク カの同行支援を実施するに当たっては、あらかじめ、相談対応の中から支援対象者のニーズを把握し、母子・父子自立支援員等と連携し、適切な相談窓口につなげること。なお、各種サービスの申請が円滑に行われるよう、事前に訪問先の相談窓口と調整するなど必要な対応を行うこと。

ケ カの見守り支援を実施するに当たっては、支援対象者が孤立することがないように、面会や電話等により定期的に連絡を取るなど、個々の支援対象者の状況に応じた配慮を行うこと。

コ カの支援の実施に当たっては、地域でひとり親家庭支援や子育て支援等を行う民間団体を積極的に活用するものとし、ア～オに準じて実施するものとする。

② 家計管理・生活支援講習会等事業

ア 講習内容は、講習を受講することにより受講者の家計管理能力の向上や自立につながると認められるものとする。

イ 講習会の講師には、ファイナンシャルプランナー等の専門的な知識・経験を有する者を選定すること。

ウ 各種講習会終了後、必要に応じて、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有し、適切な助言・指導をすることができる者による個別相談を実施すること。

エ 個別相談を実施した場合には、相談記録を整備しておくこと。また、必要な場合には、本人の承諾を得て母子・父子自立支援員等関係者に情報提供しておくこと。

オ 個別相談の実施により必要がある場合には、より専門的な相談機関や母子・父子自立支援員等の各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行うこと。

カ 講習会や個別相談により得た情報の取扱いについては、秘密保持に十分に配慮すること。

③ 学習支援事業

ア 高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施すること。

イ 学習支援を行う者については、教員OB等適切な人材を募集・選定すること。

ウ 個々の習熟度に応じた支援を提供するため、必要に応じて、個

別支援を実施すること。

エ 学習塾形式のほか、家庭訪問により支援を実施することができる。

オ 学習支援を行う者その他この事業の関係者は、学習支援により得た情報の取扱いについては、秘密保持に十分に配慮すること。

④ 情報交換事業

ア 事業を実施するにあたり適切な指導者を配置し、活動支援を行うこと。

イ 指導者は、次のような方針に基づいて指導にあたること。

(ア) 個人の課題の把握と解決に向けた力量形成

(イ) 自己実現のための自己変革への意欲の高揚

(ウ) 良好な人間関係の形成への支援

(エ) 個人の主体性や自主性を尊重するとともに、適切なグループワークを通じて、能率的な活動ができるような支援

ウ 児童館等既存の施設を積極的に活用して実施すること。

エ 指導者その他この事業の関係者は、活動支援により得た情報の取扱いについては、秘密保持に十分に配慮すること。

(5) 託児サービスの実施

必要に応じて、ひとり親家庭が、「(3) 事業内容」に掲げる①～④の事業を利用している間、ひとり親家庭の子どもを預かる託児サービスを実施すること。

① 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた設備を有する適切な場所を確保すること。

② あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。

③ 児童に対して補食等を提供する場合は衛生管理等に十分に配慮すること。

④ 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。

2 子どもの生活・学習支援事業

(1) 目的

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。

このため、このようなひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

(2) 対象者

ひとり親家庭の子どもを対象とする。なお、必要に応じ、養育者家庭の子どもも対象とすることができる。

(3) 事業内容

次の①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて③の支援を地域の実情に応じて実施することができる。

- ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- ② 学習習慣の定着等の学習支援
- ③ 食事の提供

(4) 事業の実施体制

① コーディネーターの配置

実施主体は、本事業の実施に当たり、教員 OB や学生ボランティア等の支援員（以下「支援員」という。）の募集・選定・派遣調整、教材の作成等を行うコーディネーターを配置すること。

② 管理者の配置

事業の実施場所に、支援員の指導・調整、会場運営に係る管理等の現場を統括する管理者を配置すること。

③ 支援員の配置

支援員は、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有すると認められるボランティア等であって、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等ができる者であること。

なお、支援員は、ひとり親家庭の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮できる者（ひとり親家庭で育った者やひとり親家庭の支援に携わり支援の経験や知識を有する者など）が望ましい。

(5) 実施方法

- ① 支援員は、ひとり親家庭の子どもが抱える特有の不安やストレスにも配慮しつつ子どもに対し懇切な生活支援や学習支援等に努めるとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応

じること。

- ② 支援員その他この事業の関係者は、相談内容等について、秘密保持に十分に配慮すること。
- ③ 事業の実施場所は、児童館、公民館、民家や母子生活支援施設等の中から地域の実情に応じて選定すること。また、良好な衛生環境、安全性やプライバシー等を確保すること。
- ④ 事業を実施する日時、頻度等は、利用する子どもの人数等を勘案して決定すること。
- ⑤ 支援員の確保に当たっては、近隣の大学や地域の社会福祉協議会等の協力を求めること。
- ⑥ 必要に応じ、支援員に対し、子どもに対する支援に関する研修を実施すること。
- ⑦ 支援員をひとり親家庭に派遣することにより、基本的な生活習慣の習得支援、生活指導や学習支援を行うことができる。
- ⑧ 学習支援については、eラーニング形式など情報通信ネットワークを活用した学習支援を実施することができる。
- ⑨ 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、保健所の指導に従い、衛生管理等に十分に配慮すること。
- ⑩ 食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得るよう努めること。なお、食材費については、国の補助の対象とならないため、必要に応じ、実費を徴収することができる。
- ⑪ 福祉事務所等のひとり親家庭の相談窓口、学校や放課後児童クラブ等と連携を図り、支援が必要なひとり親家庭の子どもの把握に努めること。
- ⑫ 児童虐待が疑われる場合は、関係機関と連携して適切な対応を図ること。

第5 関係機関との連携等

都道府県及び市町村は、この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、ひとり親家庭等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員、母子・父子福祉団体、母子生活支援施設、福祉事務所等の関係機関との連携を密にするものとする。

第6 国の補助

国は、都道府県が実施する事業及び市町村が実施する事業に対し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補助する。